

2017（平成 29）年 2 月 24 日

図書館協議会（第 5 回）承認

エリア連携図書館の基本機能

2016（平成 28）年 2 月に改定した「京都大学図書館機構将来構想」に示したエリア連携図書館について、その機能と手続きは以下のとおりとする。

1. はじめに ～総合図書館、エリア連携図書館、専門図書館の考え方の整理～

1.1. 「将来構想」における全学図書館の機能区分とその役割

「京都大学図書館機構将来構想」では、基本目標 1 において、全学の図書館ネットワークの中に、総合図書館、専門図書館、エリア連携図書館の三つの機能区分を挙げている。その役割は以下のとおりである。

総合図書館

（役割）全学の利用者に対する図書・電子資料のサービス提供業務に加え、現行の京都大学図書館機構規程にもあるように図書館機構の事務局としての機能を担うとともに、全学図書館機能の調整と実施、図書館業務の共同化に係る企画・調整と実施の拠点としての役割を担う。

附属図書館を、「総合図書館」として位置づける。

専門図書館

（役割）各部局の自治に基づいて、図書予算や運営経費の管理を行った上で、専門分野ごとの図書資料の収集、保存、利用者サービスを行い、当該分野における全国的、世界的な図書資料の拠点としての役割を担う。

部局図書館・室を、研究所・センターの図書室も含めて「専門図書館」として位置づける。

エリア連携図書館

（役割）複数の図書館・室における専門図書館の業務（利用者サービス、蔵書構築、資料整理、施設利用、保存機能等）を共同化するとともに、分野の特長を活かして全学図書館機能（本学図書館全体に関わる業務の体制を構築し調整を行う機能）を分担する。

図書館機構に「エリア連携図書館」を整備する。

1.2. 三つの機能区分の現状

現状ではエリア連携図書館機能の定義や設置の手続きが未定であるため、図書館機構の中でエリア連携図書館機能をもつ図書館（以下「エリア連携図書館」と言う。）として承認された図書館はない。そのため、現在図書館機構概要に掲載されている図書館のうち、附属

図書館と宇治分館以外の部局図書館・室は、すべて専門図書館機能をもつ図書館（以下「専門図書館」という。）に相当している。

1.3. エリア連携図書館の基本機能を提案する背景

近年、部局による図書館施設の新営や増改築等の予算要求等の際に、要求施設を「エリア連携図書館」とする複数の事例が現れている。その際、当該施設が「エリア連携図書館」として図書館機構の中で果たす具体的な役割や機能、大学として位置づけの説明が強く求められるようになっており、「エリア連携図書館」の定義が不明確なままでは対外的な説明が難しい状況が生じている。

また、各部局が図書館職員の配置数を継続し難い状況が徐々に進行する一方、全学的な事務改革の方針に基づいて、複数部局の業務の共同化等を進めることにより、実質的に「エリア連携図書館」としての機能を備える部局図書館が出てきている。現状では、こうした動きを図書館機構の中に正式に位置づけるための手順が決まっていない。

このため、将来構想に示したエリア連携図書館機能の定義と手続きの整理を行い、図書館機構におけるエリア連携図書館の基本機能を明確にする。

1.4. 「エリア連携図書館」と部局図書館・室の関係性

「エリア連携図書館」の設置は、各部局が独自の判断に基づき決定し、設置母体部局の専門図書館機能を兼ね備える。すべての部局図書館・室が「エリア連携図書館」を設置する必要はなく、「専門図書館」として部局の特長に応じた独自の役割を継続することができる。また、「エリア連携図書館」が設置されても、他の部局図書館・室の役割の重要性が変化することはない。

1.5. 基本機能検討の優先順位

エリア連携図書館機能の検討に当たっては、総合図書館機能や専門図書館機能の概念の整理も必要となるが、上記を共通認識としたうえで、まずエリア連携図書館機能の定義を優先して検討し整理することとする。

2. 「エリア連携図書館」の基本機能

2.1. 「エリア連携図書館」設置時に備える基本機能

複数の部局図書館・室または複数の部局が連携協力して、「エリア連携図書館」を設置することができる。その際、設置母体となる部局図書館・室または部局を明確にするとともに、以下の基本機能を備えることとする。

- ① 一つ以上の全学図書館機能(2.3.参照)を分担すること。その際、他の「エリア連携図書館」との間で分担する全学図書館機能の調整を行うこと。
- ② 複数の部局図書館・室が行っている図書館業務あるいは複数の部局における図書業務の全部または一部を共同化し、継続的に管理運営する機能を有すること。
- ③ 分担した全学図書館機能や共同化した業務を実施するための図書館事務の組織を有

すること。

2.2. 「エリア連携図書館」に備えることが望ましい基本機能

また、設置時には必須ではないが、「エリア連携図書館」として以下の機能を備えることが望ましい。

- ④ 統合的学修支援、共同保存機能、貴重資料収集管理の調整等、複数部局を対象とすることで効率化や機能拡充が見込める図書館機能を一つ以上有すること。
- ⑤ 学修スペースや共同書庫等、複数部局が共同利用する施設設備を計画し整備する機能を有すること。

2.3. 全学図書館機能

「エリア連携図書館」が備えるべき全学図書館機能は以下のものである。同一機能を分野や内容によって分け、複数の「エリア連携図書館」が担当してもよい。

- a) 高度教育支援機能
初年次教育支援、専門教育支援(研究公正教育支援を含む)、情報リテラシー教育の全学調整等
- b) 研究成果の発信機能
学術情報リポジトリの構築、オープンアクセス・オープンサイエンスの推進等
- c) 基礎から先端までを見通した新たな研究支援機能
貴重資料収集管理の全学調整、電子図書館の構築、資料の修復と電子化の推進、電子リソース(電子ジャーナル、データベース、電子ブック等)の提供管理の全学調整、人文学成果の活用、先端科学の創造支援等
- d) 共同保存機能
理工系資料保存拠点、人文社会系資料保存拠点、目録センター、外国雑誌センター館、全学雑誌センター、バックナンバーセンター等
- e) その他、京都大学図書館が全体で実現すべき新しい図書館機能

3. 「エリア連携図書館」の承認手続き

複数の部局図書館・室または複数の部局が「エリア連携図書館」を設置する際には、図書館機構において承認を受けることが必要である。その工程を以下に示す。

- ① 「エリア連携図書館」を設置しようとする部局(一つまたは複数)は、設置母体部局間の調整や既存の「エリア連携図書館」との機能調整を行い、『「エリア連携図書館」設置計画書』を作成する。設置計画書には、「エリア連携図書館」の名称、設置予定日、設置母体部局、機能要件(分担する全学図書館機能、共同化業務の内容、統括事務組織等)を記載する。なお、設置前にすでに実現されている機能要件を記載してもよい。
- ② 「エリア連携図書館」を設置する部局の長(複数部局の場合は連名)は、設置計画書を図書館機構長に提出する。

- ③ 図書館機構長は設置計画を精査し、他の「エリア連携図書館」とさらに調整を要する事項があれば提出部局に再調整を依頼する。
- ④ 図書館機構長は、提出された設置計画を図書館協議会の審議に付し、承認を得る。
- ⑤ 図書館機構長は、全学的な会議等において、承認された「エリア連携図書館」の報告を行う。

4. 「エリア連携図書館」を設置する効果

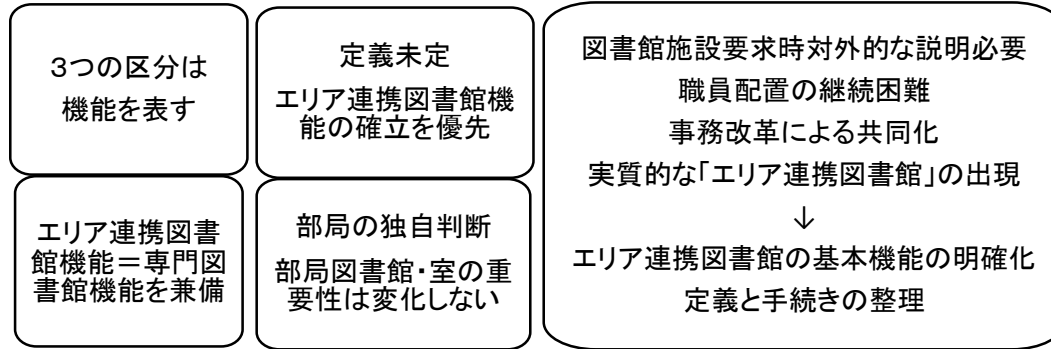
エリア連携図書館機能の設置により得られる効果は、設置母体となる部局が独自に構想するものであるが、一般的には以下のような効果が期待できる。

- ① 複数の部局図書館・室の図書館業務や複数部局の図書業務を共同化することにより、業務の改善や効率化の可能性が増大する。
- ② サービス対象とする部局が増加することにより、図書館スペースの効率的な利用やサービス向上に関する計画を立てることが容易になる。
- ③ エリア連携図書館機能をもつ図書館として図書館協議会で承認を得ることより、図書館施設の新営や増改築等の予算要求等の際に、全学的に認められたものとして、要求施設が大学の中で果たす役割や位置づけを強調することができる。

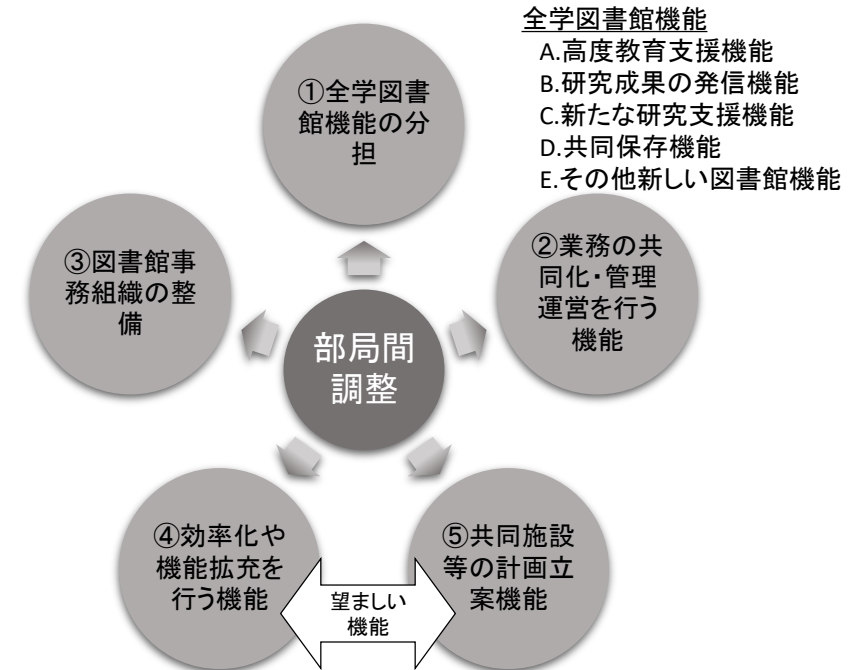
エリア連携図書館の基本機能

1. 共通認識

(総合図書館、エリア連携図書館、専門図書館の考え方)

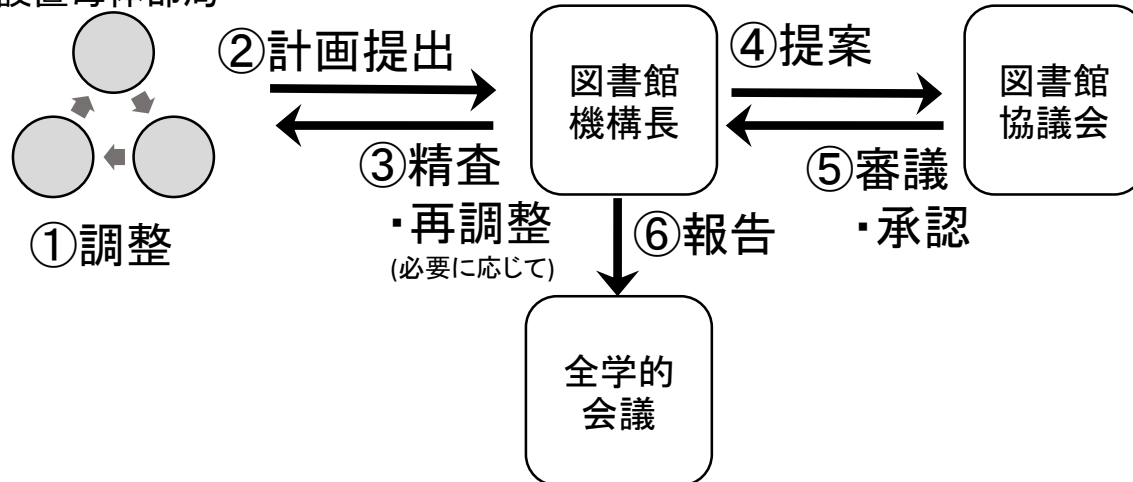


2. エリア連携図書館の基本的な機能



3. 「エリア連携図書館」の設置手続き

設置母体部局



4. 「エリア連携図書館」の設置効果

